

～納付金について～  
(2号・3号認定)

2号認定 お子さんが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

3号認定 お子さんが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

入園料 **全新入園児が無料**です。

毎月の納付金

保育料	2号認定……『幼児教育・保育の無償化』により <b>“無償”</b> となります。 3号認定……音更町ホームページ「保育料について」をご覧ください。																	
給食費	主食費	800円																
	副食費	4,800円																
	※注1	※2号認定児のみ料金が発生します。 いくつかの条件に該当する場合は、給食費に含まれる「副食費」が免除となります。																
延長保育料	月曜日 ～ 土曜日	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">&lt;短時間認定&gt;</th> <th colspan="2">&lt;標準時間認定&gt;</th> </tr> <tr> <td>7:00～8:30</td> <td>50円/30分毎</td> <td>18:00～19:00</td> <td>100円/30分毎</td> </tr> <tr> <td>16:30～18:00</td> <td>50円/30分毎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18:00～19:00</td> <td>100円/30分毎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<短時間認定>		<標準時間認定>		7:00～8:30	50円/30分毎	18:00～19:00	100円/30分毎	16:30～18:00	50円/30分毎			18:00～19:00	100円/30分毎		
	<短時間認定>		<標準時間認定>															
7:00～8:30	50円/30分毎	18:00～19:00	100円/30分毎															
16:30～18:00	50円/30分毎																	
18:00～19:00	100円/30分毎																	
※注2	延長保育料は、当月利用分を翌月に請求いたします。 いくつかの条件に該当する場合は、「免除」となる場合があります。																	

※主食費、副食費、単発給食料金は、令和7年4月1日の予定額です。  
※延長保育料は、制度変更などの理由により、変更される場合があります。

納付金の  
納入方法 当月26日（休業日の場合は次営業日に）帯広信用金庫の口座より引き落とさせていただきます。